

プロポーザルに対する質問回答書

No. 1

工事名	恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業		
工事場所	下松市大字東豊井地内		
質 問 事 項		回 答 事 項	
月日	質 問 内 容	月日	回 答 内 容
4/27	<p>1.</p> <p>本事業の実施要領には、造園工事業の資格、大型遊具の設置経験を有する技術者等、施工に関する要件が多く問われています。</p> <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部発行の「質の高い建築設計の実現を目指して—プロポーザル方式—」に記載のある通り、元来プロポーザル方式とは設計者を選ぶ様式であると認識しています。</p> <p>本事業の実施要領に記載のある内容ですと、設計者より先に施工者が決定されるので、本事業の実施要領の1.目的にも記載があります「インクルーシブな公園を創造的に整備する」ための設計者選定の妨げになると考えますが、その点について、貴市のお考えをお聞かせください。</p>	5/8	<p>1.</p> <p>本事業では、大型複合遊具を中心としたインクルーシブな広場の一体的な整備を目指しています。</p> <p>整備を進めるには、インクルーシブな広場の整備事例が少なく、限られた期間でより質の高い先進的な整備を行うためには、施工も含めた事業者のノウハウを取り入れることが必要と考えます。</p> <p>そのため、設計・施工が可能な事業者の公募としています。</p>